

埼玉県議会議員一般選挙【4月4日告示】

投票日 4月13日(日)

【投票時間 午前7時から午後8時まで】

不在者投票期間は

4月4日(金)～12日(土)

【不在者投票時間 午前8時30分から午後8時まで】

埼玉県議会議員一般選挙は、今回の選挙から選挙区域および定数が東第14区(吉川市、杉戸町、庄和町、松伏町)定員2人から東第15区(杉戸町、庄和町、松伏町)定員1人、東第16区(吉川市)定員1人に分割されました。

投票できる方

投票できる方は、次の要件をすべて満たした方です。

- 一 昭和五十八年四月十四日以前に生まれた方
- 二 平成十五年一月三日以前に住民登録(届出)をした方
- 三 平成十五年四月十三日現在、吉川市に住民登録のある方

※県内の市町村に住所を移した方で、新住所地の市町村の選挙人名簿に登録された方は新住所地で、それ以外の方は、新住所地の住民票の写しか市町村長の証明書を提示すれば、吉川市指定投票所で投票することができます。

投票の方法

埼玉県議会議員一般選挙の投票は、投票用紙に候補者の氏名を記入(自書式)する方法です。投票しようとする候補者の個人名を記入してください。

投票所の変更

第三投票区の投票所が川藤農民生ンターから川藤自治会館に変更になります。

川藤自治会館の場所については下の地図を参照してください。

入場券の送付

入場券は、はがきで世帯主あてに郵送します。入場券には、あなたの投票所(左頁図1参照)や投票時間が記載されていますので、ご自分の入場券を切り取り、指定された投票所へ入場券をお持ちの上、ご来場ください。

また、入場券が届かないときや紛失した場合は、投票所で再交付を受けてください。

あなたの投票所の確認を!

第三投票区の投票所が変更(川藤農民生ンター→川藤自治会館)されましたので該当される方は、ご注意ください。

入場券(はがき)には、あなたが投票することができる投票所名が記載されていますので、こちらの図で場所を確認してください。
※指定された投票所以外では、投票することができません。

